

平成 23 年度 環境教育等推進専門家会議（第 4 回） 議事概要

【日時】平成 24 年 3 月 9 日（月）14:00～17:00

【場所】環境省第 1 会議室

【出席者】宇高 史昭（京都市 環境政策局環境管理課長）

川嶋 直（財団法人キープ協会環境教育事業部シニアアドバイザー）

倉島 茂見（静岡県袋井市立袋井南中学校教頭）

小澤紀美子（東京学芸大学名誉教授）

末吉 潤一（東京都江戸川区立西小岩小学校長）

津田 祥子（(社)未踏科学技術協会事務局長）

長谷川公一（東北大学大学院文学研究科教授、地球温暖化防止全国ネット理事長）

藤村 コノエ（環境文明 21 共同代表）

新木 聡（文部科学省 生涯学習政策局 男女共同参画学習課 社会教育官）

美濃 亮（文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 課長補佐）

赤坂 英則（農林水産省 農村振興局 農村計画課 農村政策推進室 企画第 2 係長）

遠藤 豊（経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 環境調和産業推進室 企画係長）

福本 充（国土交通省 総合政策局 環境政策課 課長補佐）

小林 光（環境省 上席参与）

河本 晃利（環境省 総合環境政策局 民間活動支援室 室長）

井上 直己（環境省 総合環境政策局 環境教育推進室 室長補佐）

増井 久輝（環境省 総合環境政策局 環境教育推進室 室長補佐）

馬場 友望（環境省 総合環境政策局 環境教育推進室 係員）

【概要】

小澤： 今回の議論ですが、まず、基本方針の骨子案について事務局から説明して頂き、その後内容についての議論をしていきたいと思っています。それでは事務局から説明をお願い致します。

（井上室長補佐から資料説明）

小澤： では議論に入りますが、非常に長い文章ですので、大きく 4 つに分けてご質問、ご意見を頂きたいと思います。資料 1 の右側のくりに沿って、「1. 環境保全のために求められる人間像等を明確化」（資料 3 の 1 ページ～6 ページの途中まで）、「2. 協働取組についての取組の方向について追加」（6 ページの途中から 9 ページ途中まで）、「3. 学校における環境教育の方向について充実」（9 ページ途中から 13 ページ）、「4. 指定制度等の具体的施策の方向について追加」（14 ページから最後）、そしてアンケート結果についてご意見を頂ければと思いますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

それでは、まず 1 番目の「環境保全のために求められる人間像等を明確化」部分についてご意見を頂ければと思います。

1. 人間像の明確化

藤村： まず、「はじめに」のところで、エネルギーのことも考慮頂いていますが、原発事故のことについては何も触れていません。今後どうされる予定か教えてください。

次に、2ページ目の1番上で、「1人1人の意識を変え・・・、それを支える社会経済の仕組みを整えることにより・・・」と書かれているところについて、環境教育が社会や経済の仕組みをつくり、持続可能な社会をつくるのであって、書き方が逆ではないかと思うのですが、その辺のところをお伺いできますでしょうか。

2ページにある「環境保全のために求められる人間像」のところに、日本人に最も欠けている部分である「議論し、合意形成する力」を加えて頂きたいと思いました。そして、同じく人間像の中で「それぞれの立場や行動範囲内で・・・」とすごく限定的な書き方をしておりますが、特段の理由がなければ、書き方を『それぞれの立場で』くらいにして頂きたいと思いました。

4ページの「環境保全のための力」に、環境教育の基本である「地球の有限性を認識する力」も入れて頂きたいと考えます。

5ページの「環境教育に求められる要素」において、実体験、実感をもって学ぶことが大事だとされていますが、それだけでは、実体験出来なければ学ぶことが出来ない、ということになってしまうと思います。今の環境問題を解決するには、先を見通す力、想像力も必要だと思います。

最後に、5ページの「ライフスタイルの視点」について、製品のことだけでは範囲が狭いと考えます。社会や経済の動向、仕組みを見る力が必要ではないかと思います。

長谷川： 基本的によく出来ていると思いますが、2ページの「環境保全のために求められる人間像」の内容が、4ページの「未来を創る力」と「環境保全のための力」の内容と整合していないという印象を受けました。「求められる人間像」には、「未来を創る力」にはほぼ対応する言葉は出ているのですが、「環境保全のための力」に対応する言葉が抜けていると思います。

また、先ほど藤村委員が言われたように、地球の有限性を認識する力とか、持続可能な社会というのはどういう社会かということ認識する力とか、そういう「環境保全のための力」の記載がやや狭いと感じました。

また、2ページの「求められる人間像」に挙げられているものの順番について、「新しい価値を創り出すことのできる人間」というのが一番難しいことなので、これを一番下に記載すべきだと考えます。そして、藤村委員も言われたように、「それぞれの立場や行動範囲内で」という限定がついてしまうと何か萎縮してしまう感じがするので、「理想とする社会像を描き、社会作りを担っていける人間」のようにストレートに言った方がいいのではないかと思います。

また、藤村委員が言われたように、「合意形成する力」は大変大事なことなので、是非入れて頂ければと思います。

津田： 私が提案させて頂いた、「製品をライフサイクルで見る」というところですが、藤村委員がおっしゃっていたように、単に製品のことだけではなく、現在、地球で起こっているさまざまな現

象を、結果だけで見るのではなくて、我々の消費も含めた生活までさかのぼってみるなど、ライフサイクル的思考をもってものを見るという、その考え方を取り入れてほしいと申し上げたつもりでしたので、少し範囲を膨らませた書き方にして頂きたいと思っております。

それから、4ページの「環境教育が育むべき能力」で、いろいろ挙げて頂いておりますが、環境問題に取り組み、地球環境を守るということは、決して私たちが今後我慢しなくてはいけないということではなく、将来に向かって、我々の知恵と技術で新しい地球を創るという夢のある学問ですので、こういうニュアンスを、文章化する際にいろいろな箇所に入れて頂けるといいなと思っております。

宇高： 非常にまとまってきて、よくできていると思っせて見せて頂きました。その中で、4ページの「環境教育が育むべき能力」の「未来を創る力」の中に、2ページの「求められる人間像」にある「他者の痛みに共感し、共に汗を流すことができる人間」の要素が抜けていると感じました。「協力して行動する力」というのを是非入れて頂けないかと思えます。

また、4ページの「環境保全のための力」において、行動するための知識や技能の前に、環境の現状について認識する、気付くという視点を入れる必要があるかと思えます。

また、津田委員がおっしゃっていた部分ですが、ライフサイクルの視点について、「製品の」となると非常に狭いと思えます。それと、生産、消費、廃棄と3つ書かれておりますが、この中において流通というのはどう位置づけられているのでしょうか。フェアトレードもそうですし、むしろこの流通が非常に大きな負荷を与えているので、「製品の」という部分を取って、生産・流通・消費・廃棄という部分における視点での環境負荷とすれば、少しは分かりやすくなるかなと思えました。

倉島： 2ページの「環境保全のために求められる人間像」が立てられたことや、人間に求められる能力として、「未来を創る力」と「環境保全のための力」があることはいいと思うのですが、4ページの「環境教育が育むべき能力」の表現に違和感があります。特に、「未来を創る力」は、学習指導要領の「生きる力」と非常に近いことはいいのですが、これは環境教育に限らず、すべての教育活動の中で育てていくものであって、環境教育のみで培っていくものではないと思えます。学習指導要領においても、教科等で養った力を活用するという部分が環境教育においては大きいかと思えますので、そのニュアンスを考えて頂けるとありがたいと思えました。

末吉： 現場で環境教育に取り組む際、例えば、ESDの一番参考になるのは、国立教育政策研究所のESDの中間報告書です。それからもう一つは、環境教育の指導資料です。その2つにもやはり、環境教育が育むべき能力、資質能力という表記があります。現場は、指導資料を見ながら指導案を立て、その評価をしておりますので、国立教育政策研究所のESDの中間報告と環境教育の指導資料の内容とが上手くリンク出来ていると、現場が非常にやりやすいと思えます。新しい概念が出てくると、現場では、またこんなことやらなくてはいけないのという話になってくるので、新しい学習指導要領で出ている「生きる力」の育成とここの「未来を創る力」は似ている部分があるので、今まで出ている部分を上手く総合しながらやって頂けるとすごくありがたいなと思いま

した。

小澤： 末吉委員の意見に関連したことですが、先日、ちょうど国立教育政策研究所の今年度版の最終報告書が出来ました。その内容を確認頂きたいことと、この育むべき能力のところについては、2007年の環境教育指導資料と読み合わせて頂くことが必要かと思えます。

また、1996年かな、環境教育のトピックを通しての4つの視点が打ち出されました。このあたりを参考にすると、具体的にご意見を頂いたところに入るかなと思えます。この基本方針もそうですが、日本の社会では何か新しいものが出るとその背景がなかなか読み解いてもらえません。環境基本計画も一次の頃は、環境教育という言葉が目次の中に出ていたのですが、人づくり、環境づくりというものに変わってきておりますので、そういったところの文言の整合性を取って頂くと、今のいくつかのご意見は対応出来るかなと思えます。私も含め、本日の会議だけでは言い足りないことや、文言の修正は大変かと思えますので、委員の皆様から、3月16日までに、ご意見等を事務局に回答頂ければと思えます。

井上室長補佐： 今頂いたご意見、ご質問にお答えします。まず、原発のことを書いて欲しいという件についてですが、おっしゃる通り、東日本大震災のことを書きながら、原発のことを書かないのも非常に不自然ですので、それは必然的に書くことになると思えます。また、「議論し、合意形成する力」についても重要な能力だと思えますので、教育指導要領の書きぶりなども踏まえて入れていきたいと思えます。また、行動範囲の件について、当方の気持ちとしては、それぞれ地球規模の視点で活動してほしいという思いから、実際のシンク・グローバリー、アクト・ローカリーといった観念で、それぞれの立場で出来ることをまずやるというポジティブな意味で書いたのですが、読み手によってはネガティブに聞こえてしまうというのは、おっしゃる通りなので、少し工夫してみたいと思えます。

また、藤村委員から、実体験、実感は大変であるが、想像する力の方が大事で、実感しなければ何も出来なくなってしまうとご指摘頂きましたが、能力の中に「推量する力」というのが入ってしまっていて、そこで想像力というのを読み取るということにしたいと思っております。

また、津田委員から頂きました、我慢しなければならないのではなくて、もう少し夢のある視点というのはおっしゃる通りだと思います。是非文章を作る時参考にしたいと思えます。

また、ライフサイクル的思考のところにつきましては、ライフサイクル・アセスメントという狭い部分のことだけではなくて、津田委員のおっしゃる通りもう少し大きな視点が必要だということを書いていければと思っております。その中で、藤村委員がおっしゃっていた、経済、社会の動向を見る視点といったニュアンスを出していきたいと思えます。

また、「流通」を入れるという意見も宇高委員から頂きましたが、おっしゃる通り流通の部分が抜けておりましたので、ここは書いていきたいと思っております。

倉島委員から頂いた、環境教育が育むべき能力は、環境教育のみならずすべての教科で学ぶべきものだというご指摘ですが、我々としては、環境教育は、環境のことだけ教える風潮があるのではないかという問題意識がありまして、環境教育と言えども、他の食育とか、国際交流の教育と同様、目指しているのはもう少し大きな人間像、つまり教育一般が目指す人間像というものを

最終目的にしているということをは是非再認識したいと思っています。環境教育という狭い箱に押し入れるということのないように大きな視点で書きましたが、おっしゃるように、環境教育が専ら育むべき能力というふうな誤解を与えてしまってはいけませんので、書き方を工夫させて頂きたいと思います。

末吉委員から頂きました、あまり新しい概念が出ると現場が混乱するというのはおっしゃる通りでございます。こちらでも教育指導要領を踏まえて整合性をとりようというのは考えておりましたが、確かに、「生きる力」と「未来を創る力」は非常に似ているので、そこも上手く整合性がとれるように考えていきたいと思っています。

小澤： チーム樋高で私が、「未来を創る力」と打ち出しました。やはり、環境を夢のあるものというビジョンを共有しながらやっていかなければ、新しい価値を創造するにしても対応出来ないと考えています。「生きる力」というのは、中央教育審議会の当時委員をやっていて、“zest for living”という英語に「生きる情熱」という訳を当てましたけれど、1つの象徴的な言い方ですね。ですから「未来を創る」という言葉には、今につながる過去に学び、そして、未来から学ぶという意味を込めたのです。どういう未来だったらいいいのか、そこに今回の東日本大震災も含めたという思いがありますので、そこはきちんとやっていきたいと思っていますし、2007年の指導資料や国立教育政策研究所の報告書とも整合をとっていききたいと思っています。

その中で私が1つ言いたいのは、5ページのイの環境教育に求められる要素において、自然体験が強調されていますが、他方では、自然体験、社会体験、生活体験のこの3つが絡まないと、自然体験だけでは、なかなか物の生産にエネルギーをどう使うかとか、そういうところまでつながらないという話もあります。そうすると、自然体験、社会体験、生活体験などを通した原体験とするのか、「原体験」の言葉づかいが悩ましいのです。「原体験」とすると、幼児期の皮膚感覚、感覚統合という時代の、遊びを通してのものにつながってしまうので、その3つなどを通して、という形にした方がいいのかなと思っています。まだ4月の会議まで時間がありますので、私も考えたいと思います。

それからもう1つ、せっかく「人づくり」とあるのですが、そこは、漢字の「作り」ではなく、「つくり」とか「づくり」とか平仮名の方がいいかなという感じがしています。

では、2番目の大きな項目にいききたいと思いますが、6ページの下の方からの環境教育及び協働取組・・・のところ、どうでしょうか。

2. 環境教育及び協働取組

藤村： 7ページの、政府が実施すべき政策のところ、「家庭、学校、職場・・・」と書いてあるのですが、ここの最後の部分にある「政策形成の参画の促進等を進めていく」とあるのは、政府がやってくれないと、私たち NPO には中々出来ません。けれど、その前に書いてある情報提供、人材の育成、教材づくり、研修、場の提供というのは、これは政府ではなくて、まさに民間がやるべきことではないかなと思います。つまり、政府にやって頂くのは、そういうことを支援するといった政府にしか出来ないことに限って頂き、民間で出来ることは大いに NPO だとか民間に任せることが、まさに協働のすごく大きなポイントになるのではないかなと思いました。

小澤： それでは、3番目の、学校における環境教育の方向についてのところで、9ページの真ん中の少し上のところで、いかがでしょうか。

3. 学校における環境教育の方向について

倉島： まず、9ページの(2)の3つ目の○のところ、「総合的な学習においても、」の前に「先行実施している」とついているのですが、これは違うのではないのでしょうか。もうすでに10年間やってきているので。

また、10ページの、学校の職員の資質の向上のところで、4つ目の○「研修の機会の充実」と書かれていて、これは非常に大切なことかと思えます。現場もなかなか学校を出られないといったこともあります。是非そういうことが出来るためのいろんな条件が整っていくといいなと思えました。

また、学習指導要領の改訂のときもそうでしたが、地方の説明があつて、各県の委員会から指導主事が集まり、その説明を聞いて、各県で伝達講習会が行われるという仕組みは、各学校で行う研修会よりもよほど浸透して行くのではないかと感じています。私も昨年まで、県の指導主事として行っていたのですが、教科の説明はあるものの、全ての都道府県の指導主事を集めて行う腰を据えた環境教育の研修はないのではないかと思います。これを実施して頂くか、教科の指導主事が集まる指導主事の研修会で、教科の中での環境教育ということをしつかりと説明して頂くかすると、何度も議論になっている環境教育が、教科と別物の環境教育じゃないということがしつかりと浸透していくのではないかなと思えました。

文部科学省 美濃課長補佐： この先行実施という意味は、新しい学習指導要領が告示されて、全面实施になるまでの間の移行期間中であっても、直ちに実施可能な総合的な学習の時間は前倒して実施しているという意味なので、10年前からあるから先行実施と言っているものではありません。例えば、道徳、特別活動、また、総則の中で記してあるような内容で、教科書に則らずに出来る部分という意味で、先行実施という表現をしていると理解して頂ければと思います。

小澤： 分かりました。移行期間の時のことですね。新しい2007年の教育改訂では、総合的な学習の時間の解説本を作っていますし、どういう力をつけるかも文科省から小学校、中学校版の資料が出ていますので、そういったものを資料に載せておいた方が分かりやすいかもしれません。なかなか基本方針のところに書く文言としては難しい側面がありますので、そういったことが必要かもしれません。

末吉： 10ページの、「他方環境教育に熱心な教職員が居る学校では環境教育に積極的だが、そうした職員が異動になると取組がなされなくなる」といった表現を、もう少し広く組織的に出来るようにといった表現にして頂きたい。

藤村： 10ページの「学校への出前事業や地域の自然体験活動・・・」というところですが、企業が学

校に無償で出前講座を行うと、学校側は、企業がタダで来てくれて、しかもいろんなものも置いていくので、NPO がやるより喜ばれるケースが多いのですが、それによって地域の NPO の活動の場が奪われてしまうことが多々あります。ですので、ここのところの書き方を、例えば、企業や事業者がやる時は、地域の NPO と連携して、学校に行きましようとかにして頂く。そうになっていた方が今回の協働の範囲からも広がる。単に事業者が学校に即行くのではなく、地元の NPO と連携しながら、というニュアンスを出して頂けるといいなと思います。

また、12 ページの「職場における環境教育」のところ、その職場の環境負荷の低減のみならず、職場の事業をより環境に良いものとしていく、とありますが、事業者が変わることによって持続可能な社会、経済システムが出来ていくという、そこまで含んだ事業者の環境教育というのがやはり必要じゃないかと思います。ですので、単に事業をより環境に良いものにしていくだけではなくて、持続可能な社会、経済システムの構築にもつながるといところまで是非踏み込んで頂きたいなと思います。

また、環境に関する研修について、学校の先生もそうですが、基礎自治体の職員の研修が本当に大丈夫かなと思うことがよくあります。持続可能な地域作りをやっている自治体を見ると、リーダーとなる職員がいるところは、持続可能な地域作りで成功することが多いです。ところが、今回被災地を回っても、本当に基礎自治体の職員の環境意識というか、持続可能な将来づくりに向けた知識とか意識が、本当に大丈夫かなと思う場面が多々ありました。やはり、基礎自治体の職員研修というところをもっと目配りして頂いて、環境に関する研修の充実の中に入れて頂けると嬉しいと思います。

小澤： 自治体によっては、教育委員会が NPO を雇えるように、その地域の NPO を育てるために予算獲得しているところや、都道府県が、基礎自治体向けの環境教育の研修を開いているところもあります。そういったところが広がることを切に願っているのですが、なかなか実際には難しいこともあるようですので、記載方法は相談していきましょう。

宇高： 先ほど自治体の職員の話もありましたが、10 ページの下から、学校教育以外のところにちょっと踏み込んでお話しをさせていただきます。この 10 ページの、社会等幅広い場における環境教育、それから協働取組の推進の中で、やはり政府として、自治体、地方公共団体との連携ということも重要ではないかと思います。一つは、それが自治体の職員の研修にもつながりますし、自治体の職員が地域と連携する取組が進んでいくと、相乗効果が出てくると思います。それから二つ目は、地球環境パートナーシッププラザとか地方環境パートナーシップオフィスが出来て、大分活動が始まっているのですが、これらの機関は本来コーディネーター役を担ってくれるはずなので、そういったことも多少は意識されるような言葉も加えたらどうかと思っています。

小澤： 是非それはお願いしたいと思います。ただ、そういった拠点の人達がフィールドに出ていないので、非常に観念論的になっているきらいがあると思いますので、その辺も含めて書いて頂けるとありがたいです。やはり、こういう環境教育は、体験を基に行われる必要があります。コーディネート的な役割だけしていると、非常に観念論になってきて空回りしていることが非常に多く

なっています。それは NPO でも同じです。しっかりとフィールドに足を置いて、自分たちの活動を広げ、そして、自分たちの内発的な力を付けていくというあたりは、さっきの組織論でも同じ事が言えるのだらうと思います。

倉島： 11 ページの上から2つ目の○と、4番目の○のところを比較してみると、それぞれ言いたいところのニュアンスが違うのかなと思いました、上の方では、「学校を地域ぐるみの環境教育の場として・・・」となっており、場ということでしたらそれでいいと思うのですが、下の方では、「社会教育施設が中核となり・・・」となっています。

少し違う話になりますが、昨晚、うちの地域の防災会議が開かれました。本校を会場にしてやったんですが、主催しているのは、地域の防災組織です。地域の組織が主催することで、地域の力は確実に高まってくると思います。私の住む静岡県は、防災に関しては割と進んでやっていると思うのですが、地域によっては、学校が主催となって開かざるを得ないところもあります。うちの学校もかつてはそうでした。しかし、会場としては学校を使うけれども、その主体は、やっぱり地域なんだというところを明確にすることで、地域の力というのは付いてくるのかなと感じています。よく、学校と地域の連携ということを言われるのですが、その中核をどこに置くかによって、力が高まったり、或いは頼ってしまったりというところがあるかなと常々思っています。ですから、こここのところで、上の○のところで、学校が主体となってというのが本当にいいのかなということを感じました。

小澤： ここもまた書き方を工夫して頂くということで、次の4番目のところに移ってもよろしいですか。支援団体の指定制度などについて、14 ページからお願いします。

4. 指定制度等の具体的施策の方向性について

長谷川： 基本方針の改正の骨子、それから資料1の改正の主なポイントで、4番目の「指定制度等の具体的施策の方向性について追加」というところが、何か相対的に貧弱というか、内容が薄いように思います。特に仙台でワークショップ的なことをやった際にも、会場から財政的な問題について意見が出ました。非常に書きにくいということもあるかもしれないですが、財政的、経済的な価値が付与される仕組みの普及というのがあるわけなので、この辺をちょっと、基本方針の改正の骨子案でも、展開していくべきなのではないかなと思います。

また、地方のレベルでの協議会の話があったと思うのですが、その具体的な位置付けももう少し膨らましたほうがいいのではないかなと思いました。

井上室長補佐： ご指摘頂きました財政のところは、書ける部分を検討したいと思います。もう一つの地方協議会のところについては、元々基本方針自体が法律の中で、「基本的な事項」、「政府が実施すべき政策に関する基本的な方針」、「その他の重要な事項」の3つに分かれていて、地方自治体が行うところは現行の基本方針でもあまり書かれていないので、そう整理していたものですが、おっしゃるように全くそこを触れないわけにもいかないの、ご指摘の内容を踏まえ

検討したいと思います。

藤村： 長谷川委員のご意見に賛同する意見として、財政支援のところもそうですし、公共サービスへの参入の機会の増大のところも、もう少し、経済的、価格以外の多様な要素も考慮してといった要素を書いて頂けるといいなと思いました。それから、民意の反映のところも、18ページの「政策に関する提案を受け付けるなど、様々な主体との連携に留意する。」というところで、政策形成への参加というあたりももう少し書いて頂けると、NPOとしては嬉しく思います。

また、14ページの○の2つ目で、「しかし、そうしたサービスを提供する中間支援団体のうち」とここでも中間支援団体と書いてありますが、前回も議論があったように、中間支援団体という1つのイメージが出来上がってしまっているかと思います。ここで言う支援は、中間支援団体でなくても出来るという話だったかと思いますので、「等」を付けるなどして頂けると嬉しいです。

それから、先ほど「最低限度」というのは、高いレベルでは判断が難しいということで何となく分かりましたが、敢えて最低限度と言うべきなのかは少し疑問に感じました。

川嶋： 前回私が質問したことで、こういう記載になったのかなとも思うのですが、最低限度のレベルと書かれていると、その指定を受けた団体にはあまり頼みたくないになってしまうのかなと思いました。要は、お勧めできる団体と言うよりは、危なくないというか、間違いはないというか、とりあえず最低保障は致しますということだと思えますが、やはり少し言い方を変えた方がいいかなと思いました。

宇高： 16ページの体験の機会の場の認定というところの、赤い部分の2つ目で、具体的には安全のことを書かれています。場というのが施設のことをイメージされているのか、或いは、体験の機会を提供する機関をイメージされているのか、ちょっと分かりづらいと感じました。また、ここに記載されているのは危険箇所の表示と講習ですが、実は、安全管理体制の整備が、一番施設として重要なのです。それがあって、方法論で、危険箇所の表示とか講習だとか、どういう人がどういうマニュアルに従って、どのような訓練をしているかというのを考えていく必要があります。

井上室長補佐： 頂きましたご質問につきまして、場は、包括的な事業全体を指しておりますので、土地もそうですし、建物もそうですし、おっしゃる通り、組織、機関も対象ですので、そういったところを全体として、いかに安全を確保するかというところがございます。また、おっしゃるような体制というところは大変重要だと思いますので、その中に書かせて頂きたいと思います。

小澤： 最後の方の財政的なことにつきましては、NPOが人件費などに大変苦勞されていて、本当にギリギリで運営されていますが、それは長期的に見ると、質の低下にもつながっていきます。ですので、何とか組織として対応出来るような助成の在り方というのでしょうか、そういうことも、少しずつ入っていくことが大事かなと思います。どうぞ、この法律や基本方針がより良いものに

なって、皆が win-win の関係をつくれるようになっていければと思っております。

長谷川： 9ページの環境教育の評価のところ、ウのすぐ下のところが、いろんな事が入っていて少し明確でなくなっていると思います。いろいろなものについて評価する時、定量的な評価だけが最近優越しがちですが、環境教育というのは、必ずしも定量的な評価には馴染みにくいものだと思います。事業仕分けみたいなものに非常に馴染みにくいのが環境教育で、環境教育をどう評価するのかというのは非常に大事だけれども、その際にはやはり、量的な評価が優先してはならない、或いは、環境教育において質的な評価が非常に大事ということを行った上で、評価出来るものしか用いられなくなる弊害などについて言うといった具合に、質的な評価のポジティブな表現が先に来た方がよいのではないのでしょうか。今の文章では、ややネガティブなことが2回続いているので、ちょっとあいまいになっているのではないかなと思います。

井上室長補佐： 藤村委員から頂いたご質問について、1点だけ確認させて頂きたいところがございます。2ページ目の1番上のところ、「1人1人の意識を変え、環境保全に主体的に取り組むようになること、そしてそれを支える社会経済の仕組みを整えることにより、持続可能な社会を目指すことが重要。」という部分、逆ではないかとおっしゃったところを、もう一度お願いします。

藤村： すべての基盤は人だと思います。人が政治を行い、人が企業活動を行い、人がシステムを作るということから考えると、教育、そして環境教育がベースにあって、それを基に、いろんな社会、経済のしくみが出来ていく、いいものになっていく、それによって持続可能な社会になっていくということなので、これを支える社会、経済のしくみを整えるというのは、ちょっと違和感があるのです。要は支えるものが、逆じゃないのということです。

井上室長補佐： 分かりました。このコメントは元々記述されていたものではあります。人がすべてを支えるというのは、おっしゃる通りでございます。そして、その人をつくる1つの要素も、社会、経済の仕組みにもなり得るので、相互に影響し合うものかなとは思っておりますけれども、そこを人づくりの前に社会、経済の仕組みづくりありきというふうに受けとられないように表現を考えていきますので、またご指導お願いします。

小澤： 昨年3月11日からこの1年間というのは、祈りの1年間だったと思います。でも、この祈りというのは、続いて行かなければいけないし、復興にみんなで力を合わせて行かなければいけないし、その一番近いところにあるのが、環境教育、或いは持続可能な社会、地域づくりのESDであると思いますので、これをまとめて、また、外部の意見も頂き、様々な省庁が連携して改訂に向けて動き出すようにしたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。では、これで私の役割は終わりにしたいと思いますので、事務局の方へお返しいたします。

事務局より、意見書の受付が3月16日までであると告知し、終了した。